

趣旨

大学院設置基準第 14 条 2「大学院は、学修の成果および学位論文に係る評価並びに修了の認定に当っては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする」にもとづいて、博士論文審査基準を以下のように定める。

主査と複数名の副査による論文査読、並びに公聴会における質疑を通じてその内容を審査する。博士学位論文の提出要件として、当該研究分野の査読付国際学会誌に 1 件以上の筆頭著者としての研究論文公表と、国際学会における筆頭著者としての発表 1 件以上を求める。提出された博士論文や公聴会等における審査の基準を以下のとおり定め、ループリックを用いて到達度を確認する。

1. 研究の目的の妥当性

研究テーマは新規性、独創性があり合理的であるか。

2. 情報収集能力

研究課題の背景や意義についての知識は専門家として十分なものか。

研究を理解するための知識の解説や先行研究についての説明が十分で、研究課題の設定に至るまでの論理が合理的であるか。

3. 研究方法の妥当性

研究計画や研究方法について十分な吟味と説明がなされ、研究課題の分析に最適な実験方法や調査方法であったか。

実験の再現性を保証するために、研究方法が詳細に記載されているか。

4. 問題分析能力

実験データや調査結果についての整理と解析が十分になされ、一貫した流れの中で記載されているか。

得られた結果に基づいた仮説や結論の展開が十分であるか。

結論に至る議論の展開に矛盾がなく、論理性が維持されているか。

5. 社会・学会等への貢献

広く社会や当該研究領域の発展に貢献する学術的価値が認められるか。

6. 将来性

当該研究において残された課題を把握し、今後の発展性を提示しているか。

7. 情報発信能力

論文や口頭発表は論理的に分かりやすく構成され、質問に対して的確に答えられていたか。

以上